

入札公告

高機能消防指令センター更新工事について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年5月14日

南越消防組合

管理者 山田 賢一

1 入札に付する工事

- (1) 工事名 高機能消防指令センター更新工事
- (2) 工事場所 越前市千福町126番地 南越消防組合消防本部他管轄する署所等
- (3) 工事概要 消防指令システムの据付、調整並びに既存装置等の移設、撤去
- (4) 工期 令和7年9月30日（火）まで
- (5) 設計価格 金 319,773,000円（税抜き）

2 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和5、6年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に掲載される建設工事登録業者の「電気通信」に登録している者。
- (3) 福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者。
- (4) 元請けとして、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号消防庁長官通知）に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型と同等以上の工事实績があること。また、竣工実績を証明できるものを提出すること。

(5) 24時間365日の保守体制が確立され、指令システム障害発生時には、連絡を受けてから約1時間以内に専門技術者の派遣が可能であること。

(6) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置し、証明する資格証又は修了証を提出すること。また、入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 南越消防組合制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 工事施工実績書（様式第2号）

ウ 配置予定の現場代理人、監理技術者の資格、経歴、経験等（様式第3号）

(2) 提出部数 各1部

(3) 申請書等の配付

ア 配付期間 令和6年5月14日（火）から令和6年6月5日（水）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所 越前市千福町126番地 南越消防組合消防本部指令情報課

電話 0778-21-8888（直通）

南越消防組合のホームページから配付期間内でのダウンロードが可能

(4) 申請書等の受付

ア 受付期間 令和6年5月14日（火）から令和6年6月7日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 越前市千福町126番地 南越消防組合消防本部指令情報課

ウ 提出方法 持参又は郵送にて提出するものとし、電子メール及びFAXによるものは受付けない。

なお、郵送の場合、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により受付場所に提出すること。

封筒表には、「高機能消防指令センター更新工事 申請書在中」と記載すること。

(5) 申請書及び資料の作成説明会

実施しない。

4 入札参加資格者の決定

(1) 入札参加資格確認通知書（様式第4号）

入札参加資格があると認められた者又は認められなかった者には、6月12日（水）に通知する。

(2) 確認が受けられなかった者に対する理由の説明

ア 確認が受けられなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和6年6月24日（月）午後5時までに入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式第5号）を持参又は郵送にて提出するものとし、電子メール及びFAXによるものは受けない。

ウ イの書面の提出先は、南越消防組合消防本部指令情報課とする。

エ イの書面の提出があった場合、令和6年7月1日（月）までに、説明を求めた者に対して入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式第6号）により回答する。

5 仕様書、設計書及び図面等の配付及び閲覧

(1) 入札参加希望者へは、仕様書、設計書、図面関係及び入札心得を（以下「設計図書等」という。）次のとおり配付する。

ア 配付期間 令和6年5月14日（火）から令和6年6月5日（水）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所 申請書の受付場所と同じ

ウ 配付要領 電子媒体（CD等）で配付するため、配付希望者は、事前に南越消防組合消防本部指令情報課まで連絡し受取りに来ること。

なお、配付希望者によるCD等の持参は不要。

- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、南越消防組合消防本部指令情報課へ書面（様式第7号）又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールで送信する場合は、到着確認の連絡を行なうこと。また、郵送及びFAXによる質問は受付けない。

- ア 受付期間 令和6年5月14日（火）から令和6年6月5日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 申請書の受付場所と同じ。

- (3) (2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

- ア 閲覧期間 令和6年5月14日（火）から令和6年6月14日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 閲覧場所 申請書の受付場所と同じ。
南越消防組合のホームページから閲覧期間内での閲覧が可能

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年6月25日（火）午後2時
- (2) 場 所 南越消防組合消防本部 4階 消防防災ホール
- (3) その他 入札参加者は、4(1)の入札参加資格確認通知書（様式第4号）を必ず持参のこと。

7 入札の方法及び落札者の決定等

- (1) 電子メール及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 郵送等による入札（以下「郵便入札」という。）を認める。

なお、郵便入札を希望する入札者は、郵送等入札申出書兼委任状（様式第11号）を入札日前3日までに、郵送等により受付場所（申請書の受付場所と同じ）へ提出しなければならない。

- (3) 最低制限価格を設定する。

なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。

- (4) 入札回数は2回を限度とする。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。

8 郵便入札の提出方法

(1) 郵便入札の入札書を封入する封筒は、内封筒と外封筒の2種類とする

(2) 予定価格の制限の範囲に達する入札者がいないときは、再度入札を1回に限り行うことがあるため、入札者は、1回目入札及び2回目入札の入札書を作成するものとする。

(3) 入札者は、1回目入札及び2回目入札の2種類作成し、入札書及び工事費内訳書（1回目のみ）を内封筒に封入し、これらをともに外封筒に封入し、同時に送付するものとする。

(4) 内封筒及び外封筒の記載例は、様式第11号に記載のとおりとする。

(5) 送達方法は、書留郵便又は信書便とする。

(6) 送付する所定の日時は、入札日の午前8時30分までとし、所定の場所は受付場所（申請書の受付場所と同じ）とする。ただし、郵送等入札申請書兼委任状を外封筒に封入れて提出するときは、入札日前3日までとする。

9 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に一致した工事費内訳書を入札書に添付して提出すること。

なお、金額の一致しない入札書及び工事費内訳書の添付されていない入札書は、無効とする。

(2) 工事費内訳書の記載内容は、設計図書の中から入札参加資格確認通知書に指示した内容（高機能消防指令センター更新工事総合表及び直接工事費明細書）を網羅し、数量、単価及び金額を明らかにすること。

(3) 郵便入札の場合も同様の方法とする。

1 0 入札保証金

入札保証金（入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の金額）は、南越消防組合財務規則において準用する越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。

ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

1 1 契約保証金

契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）は、越前市契約規則第25条の規定に基づき、契約締結までに納付するものとする。

ただし、同規則第25条の2及び第26条の規定に基づき、契約締結までに次の各号に該当する担保等を提供する場合は、この限りでない。

- (1) 国債又は地方債（無記名のものに限る。）
- (2) 契約担当者が確実に認める社債（無記名のものに限る。）
- (3) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手。
- (4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証（公有財産売払特例入札の場合にあっては、銀行、契約担当者が確実に認める金融機関又は当該公有財産売払特例入札に係る電子情報処理組織を管理する事業者の保証。以下同じ。）
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

1 2 入札参加資格の取消し

4(1)の確認通知後において、入札参加資格者があると認められた者が次の各号のいずれかに

該当することとなったときは、当該入札参加資格を取消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 3(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 入札参加資格者が指名停止措置を受けたとき。

1.3 契約書作成の要否

必要

1.4 支払条件

- (1) 前払金については、令和6年度出来高予定額の100分の40以内の額。
- (2) 本工事は、令和6、7年度に亘るものであるが、令和6年度の請負代金の支払いは、契約額の55パーセントを限度とする。

1.5 入札の無効

越前市契約規則第15条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の確認を受けていない者。
- (2) 入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者。
- (3) 開札時点で入札参加資格を欠くに至った者。
- (4) 入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者。
- (5) 公表された設計額を超える価格で入札をした者。
- (6) 設計図書の閲覧をしなかった者又は閲覧したことを入札執行者が確認することができなかった者。
- (7) 書留郵便又は信書便以外の方法で入札書を提出したもの。
- (8) 封筒に記載された件名又は差出人が誤っているもの。
- (9) 封筒に記載された件名と入札書等の件名が異なるもの。

- (10) 内封筒に入札書以外のものを同封したものの。
- (11) その他指定された入札条件に合致しないものの。

1 6 入札の延期等

次のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- (2) 入札参加資格があると認められる者全員が辞退したとき。
- (3) 事故が発生したとき。
- (4) 不正な行為等の疑いにより、公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

1 7 議会の決議

本工事に係る契約が、南越消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年越前市条例第58号)第2条に該当する場合は、落札後、仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、当該契約を本契約とみなすものとする。

仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、指名停止又は指名除外措置を受けた場合、南越消防組合は仮契約を解除することができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

1 8 その他

- (1) 入札参加者は、越前市契約規則及び越前市工事請負契約約款を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札会場へはマスクを着用すること。
- (3) その他不明の点については、南越消防組合消防本部指令情報課に照会すること。

〒 915-0846

福井県越前市千福町126番地

南越消防組合消防本部 指令情報課

TEL 0778-21-8888

E-mail nsk-tsushin@city.echizen.lg.jp

<https://fd-nanetsu.mitelog.jp/fd/>